



# 選択問題紙

経営学部1部（経営情報学科）

法学部1・2部

2023年2月11日

10:00～11:00（60分）

## 注意事項

— 注意事項は裏表紙にもある。問題紙を裏返して必ず読むこと。 —

1. 解答用紙は問題紙の中に折り込まれている。

問題のページと解答用紙の色を下表で確認すること。

選択問題	ページ	解答用紙
日本史 B	2～8	水色
世界史 B	10～15	緑色
地理 B	16～25	紫色
政治・経済	26～35	桃色
数学	36～38	黄色

2. 解答用紙は1枚だけ提出すること。2枚以上提出した場合にはすべて無効となる。
3. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
4. 試験開始の合図があるまで問題紙を開いてはいけない。  
試験終了まで退室してはいけない。
5. 受験番号の記入については裏表紙を参照すること。

— 以下は数学を選択する受験者のみに関する注意である。 —

6. 数学の解答用紙は表裏両面である。数学の解答用紙には答えだけでなく、導出の過程も記入すること。

問題 1, 2 は必須で、問題 3, 4, 5 については、これらの中から1問を選択し、解答用紙の  の中に選択した問題の番号を記入すること。

# 政治・経済

1 次の文章を読み、下記の設問に答えよ。

2019年以降、世界各国においてデジタル時代の新たな競争政策の在り方の議論が活発化している。デジタル技術を用いた取引が利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、経済活動におけるデジタル化の重要性が増している。巨大IT企業も誕生しており、中でもアメリカ発のGAF<sup>(1)</sup>Aなどと呼ばれるデジタルプラットフォームは、新自由主義<sup>(2)</sup>の国際的拡大の潮流に乗り、世界的に市場占有率を高めていった。一方、アメリカのオバマ政権による、デジタルプラットフォームが市場支配力を拡大させ経済活力を低下させているという批判を皮切りに、国際通貨基金（IMF）や欧州各国で市場競争に関する当局が、デジタルプラットフォームの市場支配に警鐘を鳴らす報告を次々に行っている。

日本では公正取引委員会<sup>(3)</sup>が、2019年にGAF<sup>(1)</sup>Aなどのデジタルプラットフォームにみられた反競争的活動などについての報告を行った。デジタルプラットフォームが、圧倒的な情報量<sup>(4)</sup>や開発力において優位な立場で、個人情報<sup>(5)</sup>を不正に収集・利用する場合、あるいは自社製品や自社コンテンツの自己優遇を行う場合、「優越的地位の乱用」にあたるとして、排除措置命令や課徴金の対象となり得る、としている。さらに、2020年6月には「デジタルプラットフォーム取引透明化法」が公布され、デジタルプラットフォームに対して、取引条件などの情報開示、運営における公正性の確保、運営状況の報告の義務付けなどを定めた。アメリカでは制裁措置に重点を置くのに対して、日本では事業者による「共同規制」という新たな競争政策が注目されている。近年では、アメリカ発のGAF<sup>(1)</sup>Aだけではなく、中国などの新興デジタルプラットフォーム<sup>(6)</sup>も拡大しているため、ますます、日本のデジタル時代の競争政策<sup>(7)</sup>の重要性は増している。

問1 下線部(1)に関連して、GAF<sup>(1)</sup>Aの頭文字の基となった、最も適切な4つの企業名あるいはインターネットサービス名を、カタカナで答えよ。(頭文字Aは順不同)

問2 下線部(2)に関連する下記の文章中、空欄□A□～□C□それぞれに該当する最も適切な語句を、解答欄の字数に合わせて答えよ。

1970年代の石油危機以降、ケインズ理論による□A□の原理は批判され、欧米先進国では「小さな政府」の新自由主義が注目された。特にノーベル経済学賞を受賞したアメリカの経済学者□B□の、貨幣供給量を経済成長率に合わせて一定に保つ□C□の考え方は、金融自由化に始まり、財政や民営化などに拡大されていった。1990年代以降になると、市場開放や資本移動の自由化など国際経済においても新自由主義が拡大していった。

問3 下線部(3)に関連する下記の文章中、空欄〔D〕～〔H〕それぞれに該当する最も適切な語句を、以下の選択肢ア～ソの中から選び、記号で答えよ。(E, Fは順不同)

第二次世界大戦までは〔D〕による独占・寡占状態が続いていたが、戦後GHQの経済民主化の中で、〔E〕, 〔F〕, そして〔D〕解体が進んだ。公正取引委員会は、〔G〕の運用を担い、公正で自由な市場経済を促進することを目指して1947年に発足した、日本の独立行政委員会である。〔G〕では、不当な取引や不公正取引方法などを禁止するが、そのあり方は時代とともに変化するため、運用基準が適宜更新されている。経済のグローバル化に応じて海外進出やM&Aなどで企業形態の柔軟性が求められる中、1997年の法改正では、〔H〕が原則的に認められた。

- |         |            |            |          |
|---------|------------|------------|----------|
| ア. 教育改革 | イ. 競争制限防止法 | ウ. 秘密結社    | エ. ゼネコン  |
| オ. 持株会社 | カ. 農地改革    | キ. 企業規制改革法 | ク. 共同企業体 |
| ケ. 財閥   | コ. 労働改革    | サ. 不正競争防止法 | シ. 独占禁止法 |
| ス. 産業革命 | セ. 合弁会社    | ソ. 規制改革    |          |

問4 下線部(4)に関連して、インターネットの世界的普及と、IT技術の進化によって生まれた大容量かつ多様なデータ群は何と呼称されるか、最も適切な語句をカタカナ6文字で答えよ。

問5 下線部(5)に関連して、企業が関連する法律や企業倫理を認識し、それらを守りながら経済活動を行うことを何というか、最も適切な語句をカタカナ8文字で答えよ。

問6 下線部(6)に関連して、中国系のデジタルプラットフォーマーとして適切ではないものを、以下の選択肢ア～カの中から2つ選び、記号で答えよ。

- |          |           |         |          |
|----------|-----------|---------|----------|
| ア. アリババ  | イ. ファーウェイ | ウ. バイドウ | エ. ヒュンダイ |
| オ. テンセント | カ. エンロン   |         |          |

問7 下線部(7)に関連して、日本のデジタル社会実現の司令塔として2021年9月に設置された行政機関の名称として、最も適切な語句を答えよ。

2 次の文章を読み、下記の設問に答えよ。

大日本帝国憲法は、年に公布された。大日本帝国憲法第1条は、「大日本帝国八万世一系ノ天皇<sup>(1)</sup>之ヲ統治ス」として、天皇に主権があることを示している。<sup>(2)</sup>天皇に関する規定は、大日本帝国憲法第1条以外にも存在し、例えば、大日本帝国憲法第4条は、「天皇ハ国ノ元首ニシテ  権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」としている。

大日本帝国憲法下では、帝国議会は天皇の立法権にキョウサンする機関（大日本帝国憲法第5条）であり、<sup>(3)</sup>国務各大臣は天皇の行政権を輔弼（大日本帝国憲法第55条）し、<sup>(4)</sup>裁判所は「天皇ノ名ニ於テ」（大日本帝国憲法第57条）<sup>(5)</sup>裁判を行った。<sup>(6)</sup>

1945年のポツダム宣言の受諾に伴い、日本国政府は、大日本帝国憲法の改正をGHQより迫られた。政府は、憲法問題調査委員会を設置して、改正案を作成しGHQに提出したが、GHQはこれを拒否し、<sup>(7)</sup>マッカーサー3原則に基づき憲法草案を日本政府に提示した。日本政府は、これをもとに憲法改正案をまとめ、1946年6月に開催された第回帝国議会に上程し、そこでの審議、修正、可決を経て、同年月に公布されたのが<sup>(8)</sup>日本国憲法である。<sup>(9)</sup>

日本国憲法下では、天皇は、「日本国のであり日本国民統合の」（日本国憲法第1条）とされ、国政に関する権能を持たず、一定の国事行為のみを行うとされている。<sup>(10)</sup>

問1 下線部(1)に関する以下の問いに答えよ。

(a) 大日本帝国憲法に関連する記述として最も適切なものを、以下の選択肢ア～エの中から1つ選び、記号で答えよ。

ア. 大日本帝国憲法には、信教の自由に関する規定は存在しなかった。

イ. 大日本帝国憲法は、天皇の意思によって制定された民定憲法である。

ウ. 大日本帝国憲法には、内閣総理大臣が国務各大臣の任命権を有することが規定されていた。

エ. 大日本帝国憲法は、プロイセン憲法を模範として制定された。

(b) 大日本帝国憲法第20条は、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ ノ義務ヲ有ス」として、の義務を規定している。他方で、日本国憲法では、の義務は規定されておらず、国民の義務の対象とはされていない。空欄に当てはまる最も適切な語句を漢字で答えよ。

問2 空欄に当てはまる最も適切な算用数字を、以下の選択肢ア～オの中から1つ選び、記号で答えよ。

ア. 1888    イ. 1889    ウ. 1897    エ. 1898    オ. 1899

- 問3 下線部(2)に関連して、院とは、国家の重要問題に関して、天皇の諮問に応えることを任務とした機関で、大日本帝国憲法第56条は、「顧問ハ院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ国務ヲ審議ス」としている。空欄に当てはまる最も適切な語句を漢字2文字で答えよ。
- 問4 空欄～に当てはまる最も適切な語句又は算用数字を答えよ。但し、,  
は算用数字で答えること。
- 問5 下線部(3)に関連する記述として最も適切なものを、以下の選択肢ア～オの中から1つ選び、記号で答えよ。
- ア. 帝国議会は、衆議院と元老院から構成される。  
イ. 帝国議会は、参議院と元老院から構成される。  
ウ. 帝国議会は、衆議院と貴族院から構成される。  
エ. 帝国議会は、参議院と貴族院から構成される。  
オ. 帝国議会は、貴族院と元老院から構成される。
- 問6 下線部(4)の「キョウサン」を漢字で書け。
- 問7 下線部(5)の「輔弼」の意味に最も近いものを、以下の選択肢ア～エの中から1つ選び、記号で答えよ。
- ア. 掌握 イ. 抑制 ウ. 代理 エ. 助言
- 問8 下線部(6)に関連して、大日本帝国憲法下では特別裁判所が設置されていた。大日本帝国憲法下の特別裁判所として適切でないものを、以下の選択肢ア～エの中から1つ選び、記号で答えよ。
- ア. 軍法会議 イ. 行政裁判所 ウ. 憲法裁判所 エ. 皇室裁判所
- 問9 下線部(7)に関連して、憲法問題調査委員会が設置された時の内閣総理大臣を、以下の選択肢ア～エの中から1つ選び、記号で答えよ。
- ア. 片山哲 イ. 鈴木貫太郎 ウ. 吉田茂 エ. 幣原喜重郎
- 問10 下線部(8)に関連して、マッカーサー3原則を要約すると、「天皇は国家元首の地位」,,「封建制度の廃止」という3つの原則からなっている。空欄に入る最も適切な語句を、以下の選択肢ア～エの中から1つ選び、記号で答えよ。
- ア. 戦争の放棄 イ. 農地改革 ウ. 普通選挙権の確立 エ. 男女平等
- 問11 下線部(9)に関連して、日本国憲法の改正にあたり、日本国憲法第96条に基づき、国会の発議を受けて実施されるについて定めた、日本国憲法の改正手続きに関する法律(2007年制定)は、憲法改正法とも呼ばれる。空欄に入る最も適切な語句を、漢字4文字で答えよ。

問12 下線部 (10) に関連する記述として適切なものを，以下の選択肢 ア～カ の中から 2 つ選び，記号で答えよ。

- ア. 天皇の国事行為には，内閣の助言と国会の承認が必要である。
- イ. 天皇の国事行為には，国会が責任を負う。
- ウ. 天皇の国事行為は，皇室典範に規定されている。
- エ. 国会の召集は，天皇の国事行為である。
- オ. 衆議院の解散は，天皇の国事行為である。
- カ. 内閣総理大臣の指名は，天皇の国事行為である。

3 次の文章を読み、下記の設問に答えよ。

高校2年生であるシズカさんは、北海学園大学のオープンキャンパスに参加した。以下の会話は、その日の晩のシズカさんとお父さんの会話である。

シズカ：今日は、北海学園大学のオープンキャンパスに参加して、いくつかの学部の模擬講義を受けてきたんだけど、ところで、お父さんって何学部だったの？

父： 父さんは、法学部の法律学科だったよ。憲法や民法は頑張って勉強していたよ。

シズカ：え、お父さんって法学部法律学科だったの！知らなかった。今日は、法学部の模擬講義も聞いてきたんだけど、そこで聞いた法律の勉強の内容は、私のイメージしてた法律の勉強とだいぶ違って、なんか印象的だったわ。私、法律に関する勉強って、法律の内容をひたすら暗記するようなものなのかなと思ってたの。でも、模擬講義の内容は、『『このはしわたるべからず』という立札が橋の前に立っているけど、これはどのように理解したら良いでしょう』というような話で、ルールの内容をどのように考えれば良いかみたいな話で…。

父： それは解釈という話だね。法律学で学ぶことの中には、法律の規定が、具体的な事案に対してどのように適用されるのかという話があるんだよ。むしろ、そういう勉強の方が多いくらい。少なくとも、法学部を出たからといって法律の規定全部を暗記しているというわけではないよ。

シズカ：へー、そうなんだ。さっき、憲法や民法は良く勉強したと言っていたけど、具体的には、どんな勉強をしていたの？

父： それじゃあ、憲法の話からしようか。憲法と聞いてどんな言葉が思い浮かぶ？

シズカ：うーん、今、思いついたのは、違憲判決<sup>(1)</sup>や基本的人権<sup>(2)</sup>という言葉かな。

父： そうそう。それらはまさに憲法の勉強に関係する言葉だね。2022年のニュースでいえば、5月25日に最高裁判所裁判官の  において、 が投票することができないのは違憲であるという判断が示されたところだね。覚えてるかな？それから、父さんが学生時代にレポートを書いたテーマとして、婚外子の相続格差<sup>(3)</sup>に関する問題もある。ぜーんぶ、憲法で勉強するような内容だよ。ちなみに、民法を頑張って勉強したのも、このテーマを勉強したからなんだ。

シズカ：へえ～。家ではテレビばかりみているお父さんも、昔は真面目に勉強してたんだね。ところで、民法というのはどういう法律なの？

父： そういうことは、言わなくて良いの。さて、法の分類でいえば、民法は、人と人の関係を対象とする法分野である  に属するんだ。たとえば、売買や婚姻なんかに関係する分野だよ。

シズカ：勉強をしていて馴染みがあるのは憲法だけど、生活に身近なのは民法が関わるような話ってことだね。

父： そういうこと。ついでだから言っておくけど、シズカだって、もうすぐ成人になるんだから、自分一人で契約を締結できるようになる。そうすると、悪い人が「うまい儲け話がある」とかナントカいっ

て、怪しげな契約を締結させようと近寄ってくるかもしれない。そういうトラブルには巻き込まれないよう注意するんだよ。もちろん、シズカがそういうトラブルに巻き込まれても、一定の要件を満たすならば、 という法律に基づいて契約の取り消し等を主張することはできる。それに、訪問販売やエステなどの取引類型については  という法律による保護もあるよ。でも、<sup>(4)</sup>巻き込まれないのが一番だから注意しようね。ちなみに、 は、成人年齢の引き下げに伴って2018年に<sup>(5)</sup>改正されたところだね。

シズカ：しっかり気をつけるようにするわ。他に法律が関わりそうな場面といえば…、あ！この間見たドラマの中で、警察が犯人を逮捕するシーンがあったんだけど、こういう場面にも、法律は関係してくるんだよな？

父： そうだね。今、シズカが言ったような場面は、刑法や刑事訴訟法といった法律が関係する場面だね。刑法というのは、犯罪になる行為やその刑罰等を定めている法律なんだけど、そこでの重要な考え方として  というのがある。これは、ある行為を犯罪として処罰するには、犯罪となる行為の内容とそれに対応する刑罰を予め法律で定めておかなければいけないという考え方だよ。それから、警察による犯人の逮捕や犯罪の捜査に際して、守らないといけないルールが定められているんだけど、これに関係するのが刑事訴訟法。たとえば、逮捕については、現行犯逮捕の場合を除いて、司法官憲、すなわち裁判官の関与が憲法上要求されているね。逮捕は、意思に反した身体拘束を伴う点で、逮捕される人の自由を侵害する行為だから、不当な逮捕が起きないようにするために、こういう仕組みになっているんだよ。こういう仕組みのことを  ともいうね。とまあ、結構話したけども、いい時間だから、今日はこのくらいにしておこうか。

シズカ：えっ、もうこんな時間。お父さん、遅くまでありがとう。そういえば、今日の模擬講義をしていた先生は、法学部には政治学科もあると言っていたんだけど…。

父： 政治学科については、明日、おじさんが来るそうだから、そのときに聞いてみたらどうかな。おじさんは、政治学科の卒業生だから。

問1 下線部(1)に関連して、最高裁判所がこれまで(2022年6月1日以前)に出した基本的人権に関する判例についての説明として正しいといえるものを、以下の選択肢ア～ウの中から全て選び、記号で答えよ。ただし、以下の選択肢の中に正しいものがない場合は、解答欄に×と記載すること。

- ア. 最高裁判所は、企業が、その入社希望者に学生運動への参加歴等を申告させて、その思想・信条を調査することについて、そのような行為が入社希望者の思想・良心の自由を侵害するものであると判断したことがある。
- イ. 最高裁判所は、公立学校の音楽教師が、入学式において斉唱される「君が代」の伴奏を命じられたことについて、当該命令が思想・良心の自由を侵害するものであるとして、違憲であると判断したことがある。
- ウ. 最高裁判所は、愛媛県(知事)が靖国神社や護国神社へ玉串料等の奉納について公金を支出したことについて、そのような支出が憲法の定める政教分離原則に違反するとして、違憲と判断したことがある。

問2 下記の条文は、下線部(2)に関連する憲法の条文であるが、下記の空欄 あ ～ え に当てはまる語句として、最も適切なものを答えよ。

- 憲法第11条 「国民は、すべての基本的人権の あ を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」
- 憲法第13条 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び い に対する国民の権利については、う に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
- 憲法第14条1項 「すべて国民は、法の下に え であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

問3 本文中の空欄 A ～ G に入る最も適切な語句を、以下の選択肢ア～ネの中から選び、記号で答えよ。

- |             |           |             |          |
|-------------|-----------|-------------|----------|
| ア. 国内法      | イ. 公法     | ウ. 慣習法      | エ. 定住外国人 |
| オ. 罪刑法定主義   | カ. 独占禁止法  | キ. 消費者保護基本法 | ク. 私法    |
| ケ. 一事不再理    | コ. 黙秘権    | サ. 消費者契約法   | シ. 令状主義  |
| ス. 遡及処罰の禁止  | セ. 特定商取引法 | ソ. 未成年者     | タ. 国民審査  |
| チ. 国民投票     | ツ. 難民     | テ. 消費者基本法   | ト. 企業取引法 |
| ナ. 特殊役務等規制法 | ニ. 選定罷免権  | ヌ. 在外国民     | ネ. 社会法   |

問4 下記の文章は、下線部(3)の問題に関する最高裁判決の一部であるが、この文章を読んで、次の問いに答えよ。

「相続制度は、被相続人〔出題者注：亡くなった人のこと〕の財産を誰に、どのように承継させるかを定めるものであるが、相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない。さらに、現在の相続制度は、家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。これらを総合的に考慮した上で、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきである。この事件で問われているのは、このようにして定められた相続制度全体のうち、本件規定〔出題者注：嫡出子(法律上の夫婦の子)と、嫡出でない子(非嫡出子)の間の法定相続分を区別して定める民法の規定のこと〕により嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別が、合理的理由のない差別的取扱いに当たるか否かということである」。

「本件規定の合理性に関連する……種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、本件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審〔出題者注：最高裁判所のこと〕判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

以上を総合すれば、……平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、に違反していたものというべきである」(最高裁判所平成25年9月4日裁判所HP)

(a) 判決文中の空欄  に入る憲法の条文として適切なものを、以下の選択肢 ア～ウの中から1つ選び、記号で答えよ。

ア. 憲法第11条    イ. 憲法第13条    ウ. 憲法第14条1項

(b) 上記判例に関する説明として最も適切といえるものを、以下の選択肢 ア～ウの中から1つ選び、記号で答えよ。

ア. 最高裁判所は、嫡出子と嫡出でない子の間の法定相続分に関して区別を設けることそれ自体が、日本国憲法の基本的価値観に即して望ましくなく、わが国の伝統にもそぐわないという理由から、本件規定を違憲と判断している。

イ. 最高裁判所は、本件規定の制定以降に生じた諸般の事情を総合的に考慮した結果、子自らが選択・修正できない事柄を理由に不利益を受けるべきでなく、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきという考え方が確立してきていることから、本件規定を違憲と判断している。

ウ. 最高裁判所は、相続制度としてどのような内容を定めるのかについての合理的な裁量が立法府に認められるとしつつも、その裁量には憲法の規定との関係で限界があるとして、本件規定の合理性を、本件規定が制定された当時の事情に基づいて審査し、違憲と判断している。

問5 下線部(4)の  という法律においては、一定の期間内であれば無条件で購入申込みの撤回や契約の解除を行える制度が定められている。この制度は一般的に何と呼ばれているか。カタカナ7文字で答えよ。

問6 下線部(5)に関連して、日本の国会における法律の制定・改正に関する手続の説明として正しいものを、以下の選択肢 ア～ウの中から全て選び記号で答えよ。ただし、以下の選択肢の中に正しい説明がない場合には解答欄に×と記入すること。

ア. 日本では、全ての法律案は衆議院で先に審議され、衆議院で可決された後に、参議院がその法案を審議するというルールが採用されている。

イ. 衆議院で可決された法律案が、参議院において否決された場合、その法律案は衆議院に返付されるが、衆議院が出席議員の過半数の賛成によって返付された法律案を再可決したならば、その法律案は法律として成立する。

ウ. 衆議院においても参議院においても、提出された全ての法律案は両院の議長によって本会議に直ちに付託されることになる。